

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者募集要項

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者の募集については、東京都中央卸売市場条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則及び関連事業者の募集等に関する要綱（以下「規則等」という。）に基づくほか、この要項に基づくものとします。

1 市場の名称及び位置

名 称	東京都中央卸売市場大田市場花き棟及び第1 関連事業者棟
位 置	東京都大田区東海二丁目2 番1 号及び三丁目2 番7 号

2 募集する業務、種類及び内容並びに募集数

- | | |
|---------|--|
| (1) 業 務 | 物販・飲食業務 |
| 種 類 | 飲食業 |
| 内 容 | 飲食業 |
| 募 集 数 | 1 業者（花き棟1 店舗） |
| (2) 業 務 | 物販・飲食業務 |
| 種 類 | 用品販売業、関連食料品等販売業又はその他販売業 |
| 内 容 | (用品販売業)
包装用品・衣料・雑貨類販売業
計量器類販売業
(関連食料品等販売業)
関連食料品等販売業
(その他販売業)
たばこ菓子類販売業
薬化粧品等販売業
事務用品販売業 |
| (3) 業 務 | 加工・サービス業務 |
| 種 類 | サービス提供業 |
| 内 容 | 運搬具類修理業 |

募 集 数 (2) 及び (3) を合わせて1 業者

3 店舗の位置、面積及び内容

- | | |
|---------|--------------------------|
| (1) 位 置 | 花き棟2 階中央西側0 1 号関連事業者営業所 |
| 面 積 | 47.7 m ² （店舗） |
| 内 容 | 飲食業 |
| (2) 位 置 | 第1 関連事業者棟C－1 6 号1 階及び2 階 |

面	積	40.6 m ² (1階)
		39.4 m ² (2階)
内	容	(用品販売業)
		包装用品・衣料・雑貨類販売業
		計量器類販売業
		(関連食料品等販売業)
		関連食料品等販売業
		(その他販売業)
		たばこ菓子類販売業
		薬化粧品等販売業
		事務用品販売業
		(サービス提供業)
		運搬具類修理業

4 募集受付

(1) 受付期間

令和4年1月4日(火曜日)から令和4年2月28日(月曜日)まで
(土日祝日及び12月29日から1月3日の間を除く平日。)

(2) 受付時間

受付期間の午前9時から午後4時まで

(3) 受付場所

東京都大田区東海三丁目2番1号

東京都中央卸売市場大田市場内

東京都事務室市場管理課 施設管理担当(事務棟9階)

※申込書は、東京都事務室及び関連組合事務室にて配布(東京都中央卸売市場HPにも掲載)

5 応募手続

応募者は、申込書に別紙1に掲げる書類を添付して提出してください。ただし、郵送その他配送による申込は不可とします。

また、提出書類については、合否にかかわらず返却いたしません。

6 応募資格要件

(1) 応募者が個人の場合

ア 業務資金を200万円以上有している者

イ 募集対象の業務経験を3年以上有している者

ウ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者

(ア) 応募者が破産者で復権を得ないものであるとき。

(イ) 応募者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑

に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(ウ) 応募者が条例第64条第1項、第2項又は第4項の規定により、市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(エ) 応募者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。

(オ) 応募者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(カ) 応募者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

(2) 応募者が法人の場合

ア 業務資金を200万円以上有している者

イ 募集対象の経験を3年以上営んでいる者

ウ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者

(ア) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(イ) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(ウ) 条例第64条第1項、第2項又は第4項の規定により、市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(エ) 法人の業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。

(オ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(カ) その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

7 選考方法

応募者に対する選考は、業務経験、応募動機、経営状況、経営姿勢、将来性、市場に対する理解度等について、書類審査及び面接により行います。

8 面接日時及び場所

(1) 日 時 申込は受付期間中随時受付し、各月の応募者を取りまとめて翌月に選考を実施します。日時については、別途通知します。

- (2) 場 所 東京都大田区東海三丁目2番1号
東京都中央卸売市場大田市場内
東京都特別応接室（事務棟9階）

9 選考結果

応募者への合否の通知は、面接実施から2週間を目途に書面で行います。

10 その他

- (1) 関連食料品等販売業を行う関連事業者に係る市場施設の使用許可をする場合、以下の当該市場の主な取扱品目を取り扱うものについては、現に使用許可を受けている者を除き、条例第17条の規定に基づき、新たな許可を行わないものとします。
- ア 水産物 生鮮水産物、海そう及びこれらの加工品
 - イ 青果物 野菜、果実及びこれらの加工品、つけ物、鳥卵
 - ウ 花き 花き
- (2) 今回の募集は、「大田市場花き棟及び第1関連事業者棟空き店舗使用者の募集（以下、「店舗使用者募集」という。）」と同時に行うため、本募集と店舗使用者募集の全応募者の得点上位の者から合格者を決定します。
- (3) この選考に合格した者を関連事業者として内定したものとします。ただし、内定者が提出した書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反したときは、内定を取り消すことがあります。
- なお、条例に基づく市場施設の使用許可の手続は、使用開始時までに変更して行います。使用許可の開始日は、原則として合格を通知した日の翌月からとなります。
- (4) 各月の選考実施後、使用者が決定していない施設については、申込受付期間終了まで引き続き募集を継続します。3に定める対象施設全てに対して合格者が決定した時点で、4の受付期間の終期より前であっても募集を終了します。
- (5) 募集店舗は原状回復がなされているため、営業に必要な設備等は、条例等に基づく使用許可を受けた後に、造作工事の申請に対する承認を受けた上で、応募者が自身の負担で用意する必要があります。
- (6) 水道、ガス（都市ガス）の利用に関しては、応募者自身で契約を行う必要があります。
- (7) 施設使用料、市場保証金、店舗使用可能基本電気容量、ガス設備規格、水道設備規格及び配置図は別紙2を参照してください。
- (8) 今回の募集で合格した者が使用できる店舗数は1者あたり1店舗までとします。なお、使用を希望する店舗については、希望が重複した場合、選考結果の上位者を優先します。

1 1 問合せ先

東京都大田区東海三丁目 2 番 1 号 東京都中央卸売市場大田市場
市場管理課 施設管理担当 谷口・堀

Tel 0 3 - 3 7 9 0 - 6 5 1 0 ・ 6 5 1 1 (直通)

申込書に添付する書類

1 応募者が個人の場合

- (1) 東京都中央卸売市場大田市場関連事業者募集申込書
- (2) 使用希望店舗調査票
- (3) 履歴書（別記第 2 号様式）及び写真
- (4) 資産調書（別記第 6 号様式）
- (5) 住民票の写し（※ 1）
- (6) 区市町村長の発行する身分証明書（※ 1）
- (7) 印鑑証明書（※ 1）
- (8) 当該事業開始の日以後 2 年間ににおける事業計画書（別記第 7 号様式）
- (9) 応募者が、条例第 4 3 条第 5 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に該当しないことを誓約する書面（別記第 4 0 号様式）
- (10) 金融機関発行の直近の預金残高証明書（※ 4）
- (11) 直近年度の所得税の確定申告書の写し

2 応募者が法人の場合

- (1) 東京都中央卸売市場大田市場関連事業者募集申込書
- (2) 使用希望店舗調査票
- (3) 定款又は規約の写し
- (4) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（※ 2）
- (5) 貸借対照表
- (6) 損益計算書
- (7) 当該事業開始の日以後 2 年間ににおける事業計画書（別記第 7 号様式）
- (8) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（別記第 9 号様式）
- (9) 役員名簿（別記第 1 0 号様式）
- (10) 法人の印鑑証明書（代表取締役印）（※ 1）
- (11) 業務を執行する役員につき、区市町村長が発行する身分証明書（※ 1）
- (12) 法人の代表者の履歴書（別記第 2 号様式）及び写真
- (13) 業務を執行する役員が条例第 4 3 条第 5 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号から第 8 号に該当しないことを誓約する書面（別記第 4 0 号様式）（※ 3）
- (14) 法人にかかる金融機関発行の直近の預金残高証明書（※ 4）

(1 5) 直近の法人事業税の納税証明書

- ※ 1 申込日前 3 か月以内に発行されたもの。
- ※ 2 申込日前 6 か月以内に発行されたもの。
- ※ 3 履歴事項全部証明書に記載のある役員全員分必要。
- ※ 4 申込日前 1 か月以内に発行されたもの。

施設使用料及び市場保証金について

東京都中央卸売市場条例に基づく、施設使用料及び市場保証金は次表のとおり

表

	場所及び面積		適用使用料（円）	使用料月額 （税込）（円） ※ 3	市 場 保 証 金 （円）※ 2
1	花き棟 2 階 中央西側 0 1 号店舗 (47.7 m ²)		関連事業者営業所 (2,431 円/m ² /月)	115,958 円/月	463,000 円
2	第 1 関連事 業者棟 C-16 号	1 階 (40.6 m ²)	関連事業者営業所 (2,431 円/m ² /月)	194,479 円/月	777,000 円
		2 階 (39.4 m ²) ※1	関連事業者営業所 (2,431 円/m ² /月)		

※ 1 2 階は事務室等としての使用も可とします。ただし、その場合の適用使用料は
使用内容等について聞き取り調査を行い決定します。

※ 2 使用料月額の 4 ヶ月分

※ 3 消費税は 10 % で計算しています。

店舗使用可能基本電気容量について

	電力量	
	電灯(単相)	動力(三相)
花き棟 2 階 中央西側 0 1 号 (飲食業)	10.0kW	11.5kW
第 1 関連事業者棟 C-16 号 1 階及び 2 階 (用品販売業、関連食料品 等販売業、その他販売業及 びサービス提供業)	6.0 kW	7.5 kW

※店舗機器設置に伴う電気設備について

- ・ 記載の電力量は、借用範囲で接続可能である機器消費電力の合計値です。
- ・ 各店舗の主幹は以下の配線用遮断器(主幹)を設置しております。

電灯回路 : 50AF / 50AT

動力回路 : 100AF / 75AT

ガス設備規格、水道設備規格について

	ガス設備規格	水道設備規格
花き棟 2 階 中央西側 0 1 号 (飲食業)	都市ガス 13A 25m/m	25m/m
第 1 関連事業者棟 C-16 号 1 階及び 2 階 (用品販売業、関連食料品 等販売業、その他販売業及 びサービス提供業)	都市ガス 13A 25m/m	20m/m

大 田 市 場
場 内 配 置 図



野鳥公園

野鳥公園

募集場所(花き棟)

飲食業 1店舖

野鳥公園

加工・荷捌棟

第 1 荷捌場

第2荷捌場

関連棟 2

北門 1

北門 2

第2工区処理場

北口立体荷捌場
(大田市場ロジスティクスセンター(株))

第2
積込場

第1積込場

募集場所(関連棟)

用品販売業、関連食料品等販売業、
その他販売業、サービス提供業 1店舗

関連棟

水産棟

青果棟

第4積込場

第3積込場

青果仲卸荷撈	16
--------	----

第4荷捌場

共同配送施設

七番

五番

事務棟

市場會館

青果冷藏庫棟

水產冷藏庫棟

発泡スチロール
処理場
水産加工場

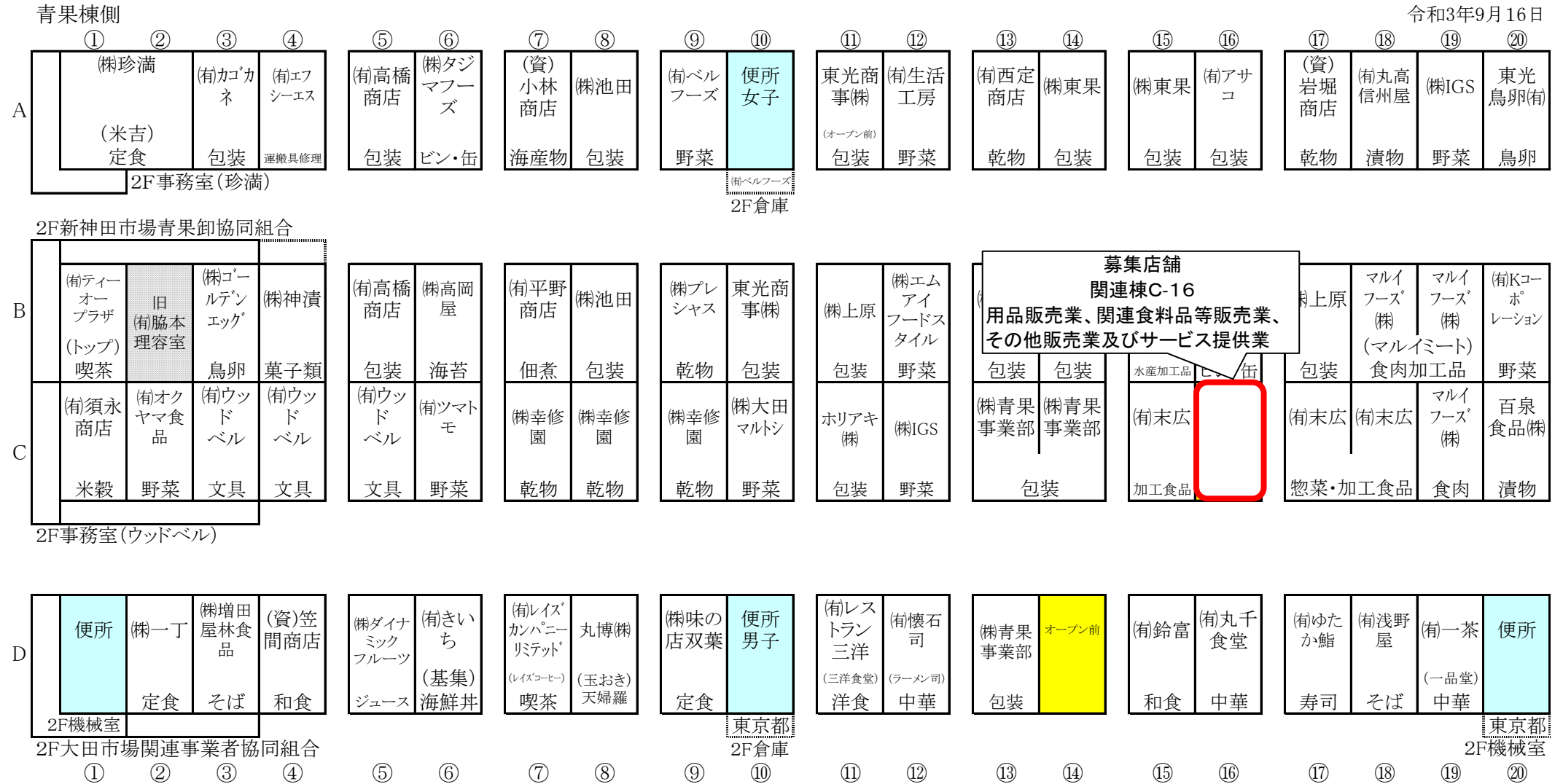
立体駐車場

正門

大田市場前派出所

大田市場 関連棟 店舗配置図(配布用)

令和3年9月16日



花き棟2階

別紙2-6

	都会議室	保守員詰所	女子トイレ
--	------	-------	-------

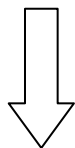


東京都事務室	階段
--------	----

玄関棟へ



渡り廊下



セリ場へ

男子トイレ	募集店舗	大田市場花き 関連協議会 事務室
-------	-------------	------------------------

花き棟2階中央西側01号
飲食業

障害者トイレ 厨房トイレ	そば処 満留賀	
-----------------	------------	--

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者募集申込書

東京都知事 殿

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者の募集に当たり、必要関係書類を添えて申し込めます。申し込む場所、業務、種類及び内容は次のとおりです。

なお、申込みに当たり、都が定める選考基準によって選考されることを了承します。また、今回提出した書類は、合否にかかわらず返却されないことを了承します。

(1) 申し込む場所、業務、種類及び内容（該当する括弧内に○を記入）

	場所	業務	種類	内容
()	花き棟	物販・飲食業務	飲食業	飲食業
()	関連棟	物販・飲食業務	用品販売業	※1
()			関連食料品等販売業	※2
()			その他販売業	※3
()		加工・サービス業務	サービス提供業	※4

※1（用品販売業） 包装用品・衣料・雑貨類販売業、計量器類販売業

※2（関連食料品等販売業） 関連食料品等販売業

※3（その他販売業） たばこ菓子類販売業、薬化粧品等販売業、事務用品販売業

※4（サービス提供業） 運搬具類修理業

(2) 担当者（責任者）・連絡先

氏名 _____

電話 _____

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人の場合は名称
及び代表者氏名）

使用希望店舗 調査票

応募者名	
------	--

【飲食業を希望する場合】

希望順位	使用を希望する店舗名		
第1位	花き棟2階 中央西側01号		

【用品販売業、関連食料品等販売業、その他販売業又はサービス提供業を希望する場合】

希望順位	使用を希望する店舗名		
第1位	第1 関連事業者棟 C-16号		

希望した店舗が、得点上位者の希望により埋まってしまった場合、希望外の店舗が空いていたとしても、その店舗は希望しない。	はい
	いいえ

(記入上の注意点)

- ・ 希望順位ごとに、使用を希望する店舗名に○を付けてください。
- ・ 1つの希望順位で希望できる店舗数は1店舗までです。

第2号様式（第28条関係）

履 歴 書			(写真)
フリガナ			
氏 名			
生年月日			
現 住 所			
経 歴	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
賞 罰			
以上のとおり相違ありません。			
年 月 日			
フリガナ 氏 名			
印			

※ 備 考 経歴は、市場取引業務についての履歴とする。

第6号様式（第28条関係）

資 産 調 査 書 年 月 日 現在			
氏 名			
資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
土 地	円	借 入 金	円
建 物		買 掛 金	
造 作 じ ゅ う 器			
銀 行 預 金			
有 価 証 券			
売 掛 金			
合 計		合 計	

事業計画書

年 月 日

氏名又は名称

事 項		年		年	
資 本 金 （ 出 資 金 ）		千円		千円	
役 員 数		人		人	
従業員数（うち家族従業員）		人 （ 人）		人 （ 人）	
売 上 金 額 （ 構 成 比 ）		千円	100%	千円	100%
内 訳					
販 売 先 （ 構 成 比 ）		千円	100%		100%
内 訳					
売 上 利 益			千円		千円
営 業 費 用			千円		千円
内 訳	人 件 費		千円		千円
	そ の 他		千円		千円
純 利 益			千円		千円

第9号様式(第28条関係)

株主（社員）名簿
年 月 日現在
法人名

[illegible]

第10号様式（第28条関係）

役 員 名 簿
年 月 日現在
法人名

[illegible]

(日本産業規格 A 列 4 番)

誓 約 書

東京都中央卸売市場大田市場の市場施設の使用に係る許可を申請しましたが、

東京都中央卸売市場条例第43条第5項第2号、第3号、第5号、第7号及び第8号ま

でに掲げる事項に該当していないことを誓約します。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

印

誓 約 書

東京都中央卸売市場大田市場の市場施設の使用に係る許可を申請しましたが、

東京都中央卸売市場条例第43条第5項第2号、第3号及び第5号から第8号までに掲

げる事項に該当していないことを誓約します。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

印